

○ 通商産業省告示 第五百四十七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十五条第二項の規定に基づき、火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管を次のように定める。

平成九年九月二十六日

通商産業大臣 堀内 光雄

次の各号に該当する道路作業用信号焰管

- 一 高速道路等において事故処理及び道路整備のために行う作業において通行車両の安全を確保するための信号用として使用するものであること。
- 二 火薬量四百グラム以下であること。
- 三 断面が円形又は多角形の柱状の形態であって、全長が三十センチメートル以下、燃烧部分の断面積が十平方センチメートル以下であり、かつ、点火部を完全に被ったものであること。
- 四 ケースの厚さは〇・一センチメートル（発炎剤が固形であるものにあつては〇・〇四センチメートル）以上であり、発炎剤が外部に露出せず、かつ、容易に取り出せないものであること。
- 五 発炎剤は、過塩素酸塩又は硝酸塩を主成分とする火薬を使用したものであつて、成分中に硫黄を含有するものにあつては、二・六パーセント以上の塩素酸塩を含まず、成分中に塩素酸塩を含むものにあつてはアンモニウム塩を含まないものであること。
- 六 発炎剤の落つい感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点三十センチメートル以上であること。
- 七 発炎剤の摩擦感度は、火薬類性能試験方法（日本工業規格K四八一〇）により試験したとき、不爆点三十六キログラム以上であること。
- 八 発炎剤の起爆感度は、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）の呼び方三二Aに装てんし、六号雷管一本により起爆したとき、不爆であること。
- 九 発炎剤は、摂氏百度で七十二時間静置したとき、発火しないものであること。
- 十 完成品は、摂氏七十度で四十八時間静置したとき、発火又は明らかな分解を起こさないものであること。